

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

（2）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

②出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

（4）有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4 年～ 50 年

工作物 6 年～ 75 年

物品 3 年～ 20 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち新見市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

建物・工作物等については、取得価額又は再調達価額が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

土地については、全ての土地を計上しています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10 %未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が決定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
岡山県信用保証協会	-	1,794 千円	-	1,794 千円
計	-	1,794 千円	-	1,794 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

診療所特別会計

②一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.8%	14.7%

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 1,189,948 千円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費	1,821,147 千円
合計	1,821,147 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲は、次のとおりです。

ア 範囲

売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産のうち、令和5年度予算において財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当はありません。

②減債基金に係る積立不足額

該当はありません。

③基金借入金（繰替運用）

該当はありません。

④地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 28,272,032 千円

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	15,783,585 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,364,525 千円
将来負担額	42,734,099 千円
充当可能基金額	11,615,306 千円
特定財源見込額	1,021,082 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	28,272,032 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上していません。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 591,020 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	28,461,178 千円	26,673,756 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	148,856 千円	146,786 千円
繰越金に伴う差額	△1,236,448 千円	-
地方自治法 233 条の 2 の規定による基金繰入額	-	750,000 千円
内部取引に伴う差額	△68,586 千円	△68,586 千円
資金収支計算書	27,305,000 千円	27,501,956 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（診療所特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,533,492 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	315,409 千円
財務活動収入のその他の収入	13,126 千円
未収債権の増減額	△6,192 千円
減価償却費	△3,297,999 千円
賞与等引当金増減額	△25,520 千円
退職手当引当金増減額	△30,930 千円
徴収不能引当金増減額	△2,575 千円
損失補償等引当金増減額	395 千円
資産除売却損益	△31,295 千円
基金の増減額(非資金)	625 千円
純資産変動計算書の本年度差額	468,536 千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	4,010,000 千円
一時借入金に係る利子額	416 千円